

# 令和6年度桃原用昇高等学校奨学給付金奨学生募集要項

## 1 奨学生の申込資格

- (1) 本市に3年以上住んでいる人または、本市の中学校を卒業し、本市にある高等学校へ進学予定の人
- (2) 修学に対する意欲と能力がありながら、経済的理由で学資の支払いが困難だと認められる人

## 2 奨学給付金の申請の際に必要な提出書類

- (1) 桃原用昇高等学校奨学給付金給付申請書（様式第1号）
- (2) 桃原用昇高等学校奨学給付金志望理由書（様式第2号） ※1,200字以内の作文
- (3) 桃原用昇高等学校奨学給付金奨学生推薦書（様式第3号）
- (4) 学業成績証明書もしくは調査書の写し
- (5) 在学証明書
- (6) 住民票謄本 ※家族及び本人のものです。
- (7) 石垣市奨学金口座振込依頼書（別紙1）
- (8) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書
- (9) 収入のある世帯員分の所得証明書

※所得証明書及び資産証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。

※義務履行証明書は、石垣市役所納税課で証明（完納確認印）をもらってください。

## 3 桃原用昇高等学校奨学給付金志望理由書について

桃原用昇高等学校奨学給付金を志望する理由及びあなたの将来の自立目標とその理由を自由に記述してください。

- ・文字数：1,200字以内（用紙3枚以内）
- ・必ず自書のうえ、鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- ・題名は記載せず、1行目から書き出してください。
- ・必ず所定の様式を使用してください。

## 4 受付期間・受付場所

令和5年9月19日（火）～11月30日（木）※消印有効

窓口受付時間 8:30～17:15（12:00～13:00を除く）※土日祝日を除く。

〒907-8501 石垣市字真栄里672番地 石垣市教育委員会 教育総務課窓口

☎ 0980-87-5077

## 5 審査基準

- (1) 学業成績（評定平均値 4.0 以上）
- (2) 家計状況（1 年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）  
※提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。
- (3) 志望理由（1,200 字以内の作文）
- (4) 人物評価など

6 奨学給付金の額 月額 10,000 円

## 7 給付期間

令和 6 年度 4 月から卒業までの 3 年間です。

※学業成績不振（留年）を理由に給付期間の延長はできません。

8 募集人数 3 名（予定）

## 9 石垣市ホームページ（桃原用昇高等学校奨学給付金）

令和 5 年度 9 月中に掲載予定。

石垣市教育委員会 教育総務課 企画調整係  
電話：0980-87-5077  
FAX：0980-82-0294  
E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp